

京都市告示第195号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年6月20日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
山科西野山 経91号線	山科区西野山中臣町41番地の1地先から 同町57番地の3地先まで	メートル 234.00	メートル 9.00 ~ 22.25

(建設局土木管理部道路明示課)